

特定個人情報保護評価計画管理書

評価実施機関名

東京都弁護士国民健康保険組合

作成・最終更新日

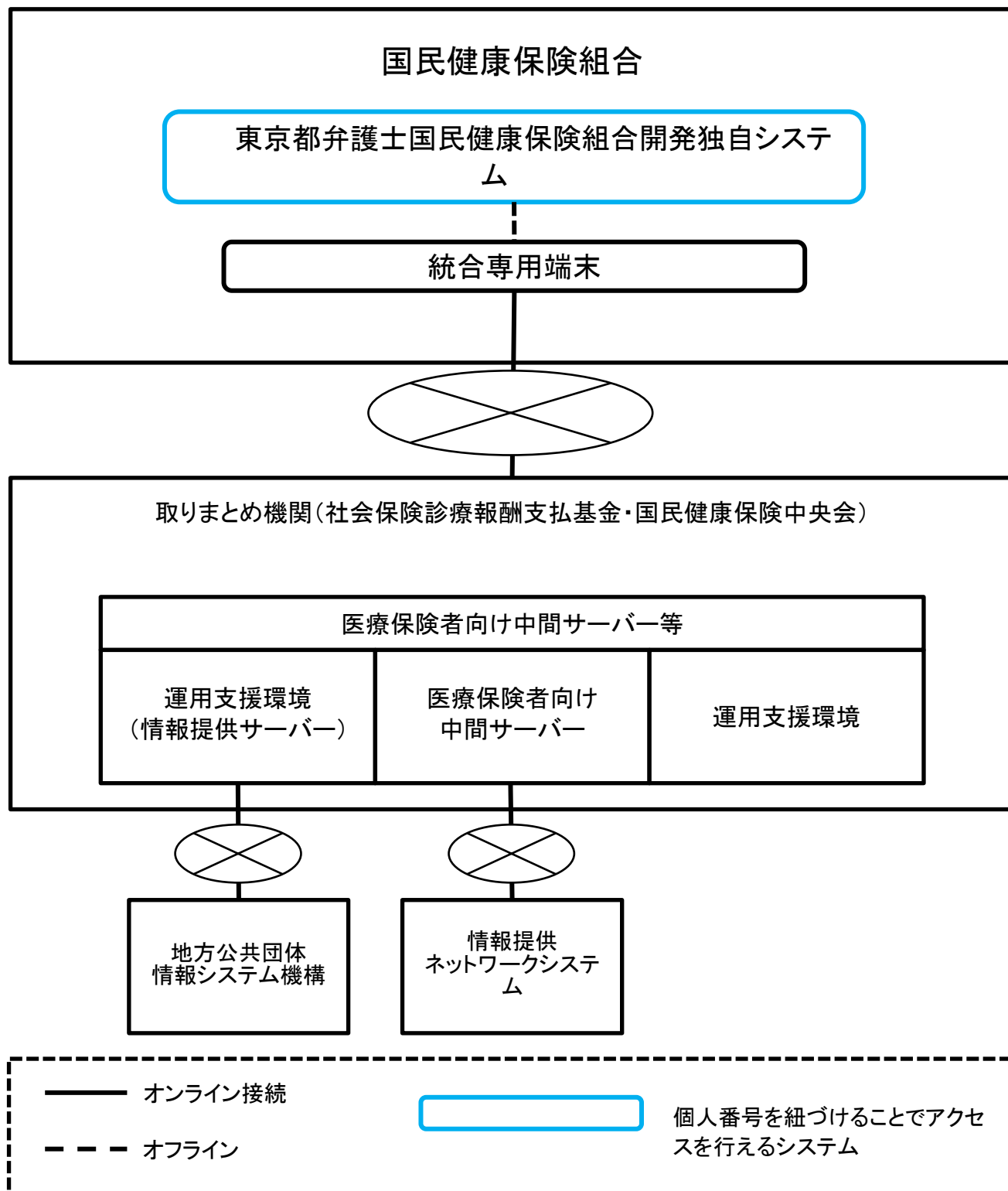
令和6年4月9日

担当部署

東京都弁護士国民健康保険組合 事務局

[illegible]

(別添1) システム概要図



(別添2) 各システムの個人番号へのアクセス

1. 個人番号にアクセスできるシステム

個人番号を直接保有するシステム	・医療保険者等向け中間サーバ等
他のシステムを参照することで個人番号にアクセスできるシステム	・東京都弁護士国民健康保険組合開発独自システム

2. 個人番号にアクセスできないシステム

ネットワークが物理的に分離しているシステム	・国保総合システム・特定健診・特定保健指導システム(東京都国民健康保険団体連合会)
ネットワークが論理的に分離しているシステム	・国保総合システム・特定健診・特定保健指導システム(東京都国民健康保険団体連合会)
ネットワークは接続しているが、アクセス制御しているシステム	・なし